

(仮称)子育て応援プラザの開設について

平成28年8月5日
保健福祉部

国の地方創生加速化交付金を活用して整備することとしている(仮称)子育て応援プラザについて、事業の実施に係る方針及び準備状況等を報告するものである。

1 事業実施方針

別紙のとおり。

2 市民アンケート及びワークショップの結果

市民アンケート及びワークショップにより意見を聴取した結果、市民からの要望が多かった項目は、次のとおり。

〔設備〕室内遊び場、授乳室、フリースペース、リフレッシュルームなど

〔民間事業〕カフェ、育児グッズの販売、美容室など

〔サービス〕駐車場の割引、育児相談、親向け運動教室など

3 経過と今後のスケジュール

平成28年3月	地方創生加速化交付金採択決定
4月～	民間事業者等への周知・ヒアリング
6月	市民アンケート及びワークショップ実施
7月7日	第1回開設検討懇談会(有識者会議)
8月5日	市議会議員全員協議会へ報告
8月上旬	公共エリアの管理運営団体等の公募 民間事業エリアの入居団体等の公募 愛称の公募
8月下旬	第2回開設検討懇談会、運営団体等の決定
9月～	内装工事、開設準備
10月下旬	開所

(仮称)盛岡市子育て応援プラザ事業実施方針(案)

1 開設の趣旨

本市は、平成27年3月に「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」を基本理念とする「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」(取組期間：平成27～31年度)を策定し、幼児期の教育・保育や地域子育て支援を総合的かつ計画的に進めている。

また、平成27年10月に策定した「盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「共につくる『子どもと子育てにやさしいまち盛岡』」を基本理念に掲げ、安心して子どもを産み育てられる環境の整備などに取り組んでいる。

(仮称)盛岡市子育て応援プラザは、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標の一つ「みんなで子ども・子育てを支える環境づくり」に基づき、設置するものであり、「子ども」をキーワードに市民、地域活動団体・市民活動団体及び企業等が連携、交流できる場を創出することにより、社会全体で子ども・子育て支援に参画するまちづくりの実現を目指すものである。

2 設置場所

- (1) 所在地 大通一丁目9-12 第8大通ビル3階
- (2) 面積 約560㎡(約170坪)

3 施設の機能

- (1) 公共エリア
 - ア 室内遊び場
 - イ 託児室
 - ウ リラックスルーム
 - エ 授乳室
 - オ 相談室
 - カ 交流スペース
 - キ その他運営団体等の企画提案によるスペース

(2) 民間事業エリア

上記(1)の公共エリアとの相乗効果が得られる事業を、民間事業者からの提案に基づき実施する。

4 公共エリアの実施方針

(1) 室内遊び場

おおむね未就学児を対象とした遊び場とし、子どもが自由に遊べる環境を整える役割としてプレイリーダーを常駐させる。利用料は無料とする。

ただし、民間事業エリアに出店する事業者が、遊び場を併設する飲食店等を実施する場合には、調整することがある。

(2) 託児室

保護者のリフレッシュや買物など、理由を問わずに一時的に子どもを預かり保育を行う。対象年齢は、0～6歳（未就学児）。定員は、5人程度。また、本サービスは有償とし、利用料は、市と運営団体の協議により決定する。

(3) リラックスルーム

未就学児を養育する母親が、一時的に子どもと離れ、リフレッシュするための部屋。本サービスは有償とし、利用料は、市と運営団体の協議により決定する。

(4) 授乳室

授乳やオムツ替えをするための部屋。利用料は、無料とする。

(5) 相談室

相談員を常駐させ、妊娠・出産・子育て等に関する相談を行うための部屋。また、必要に応じて、専門家の派遣を受け、法律相談、女性の就労相談・起業相談なども実施する。利用料は、無料とする。

(6) 交流スペース

子育て中の市民が参加する子育てサークルの活動や市民団体・企業等が実施する子育て関連のイベント・セミナー等多目的に使用できる部屋。利用料は、原則として無料とするが、参加費等を徴収するイベントの場合には、この限りではない。

(7) その他運営団体等の企画提案によるスペース

民間事業者からの提案に基づき、上記の機能との相乗効果が高く、また、市民ニーズが高いと認められる機能を備えるものとする。

(8) 運営方法

上記(1)～(7)までの業務及び施設管理を行うため、3～5名程度のスタッフを常駐させることとし、民間団体等へ委託するものとする。

また、スタッフは、必要に応じ、助産師、保育士などの専門職を配置するものとする。

5 民間事業エリアの実施方針

民間事業者からの提案に基づき、公共エリアの事業内容との相乗効果のほか、継続可能性などを審査し、実施事業（入居団体）を決定する。

開設（開店）に要する初期投資及び賃借料や人件費などの運営に要する経費は、原則として、入居団体が負担するものとする。

6 愛称

本プラザは、市民に親しみやすい愛称を付けることとし、市民からの公募により、決定するものとする。

7 開設時期

平成28年10月下旬

(仮称) 盛岡市子育て応援プラザ物件概要

名 称	第8大通ビル
場 所	大通一丁目9-12
建物総階数	地下1階地上6階
階・面積	3階（現況：空室） 面積：約170坪
位置図	
平面図	<p>170坪 (560 m²)</p> <p>(点線囲み部分がプラザ設置想定箇所)</p>

写真



(建物外観 点線囲み部分が対象物件)